

序章 計画作成の背景と目的

1 計画作成の背景と目的

平成 30 年（2018）6 月 8 日付けで文化財保護法（以下「法」という。）の一部を改正する法律が成立し、平成 31 年（2019）4 月 1 日付けで施行されました。この法改正は、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や地方文化財保護行政の推進力の強化を目的として改正されたものです。法改正後、千葉県は令和 2 年（2020）10 月 14 日に千葉県文化財保存活用大綱を策定し、県内における文化財の保存・活用の基本的な方向性を示し、県内の各地域がそれぞれ独自の魅力を活かしつつ、一方で相互に矛盾なく文化財保護に取り組むための共通の基盤を定めました。

また令和 3 年（2021）6 月 14 日付けの法改正では、無形文化財及び無形民俗文化財の登録制度が導入され、令和 4 年（2022）4 月 1 日施行の法改正では、地方登録制度の導入が位置づけられました。この法改正にあわせて千葉県は、千葉県文化財保護条例の改正を行い、登録文化財制度を制定し、流山市でも令和 4 年 10 月 11 日付けで流山市文化財保護に関する条例の改正を行い、市登録文化財制度を制定しました。

このように、平成 30 年の法改正以降、千葉県や流山市は文化財登録制度を整備してきました。

流山市は、東京都心に近い地理的条件から、昭和 30 年代から住宅団地の開発が始まりました。市制施行の昭和 42 年（1967）以降は、大規模な区画整理事業等の都市開発が進み、多くの住民が流山に移り住んできます。さらに街の様相を大きくかえたのが、平成 17 年（2005）に開通したつくばエクスプレスです。市内には、流山おおたかの森・流山セントラルパーク・南流山の 3 駅が設置され、周辺では大規模な区画整理事業が現在も行われています。区画整理事業が進み新たな住宅街が生まれ、流山市では「都心から一番近い森のまち」、「母になるなら、流山市。父になるなら、流山市。」という住みやすい街としてのキャッチフレーズとそれに合わせた施策や各施設の整備が進みました。各地で人口減少が進む中、流山市は人口増加率日本一になるなど、新しい住民が移り住んでくる状況です。

市の歴史・文化財に対する考え方として、「流山の文化財を守り、伝統行事を受け継いできた」、「流山の文化財に関心を持ち、活動している」、「流山の文化財をまだ十分に知ることができていない」という 3 つの市民像があげられます。

「流山市文化財保存活用地域計画」（以下「地域計画」という。）は、3 つの市民像をつなぎ、「文化財を守り・遺す」、「文化財を知る」、「文化財を未来へつなぐ」をコンセプトとし

て、市内に残る指定や未指定の文化財の保存・活用の基本計画と行動指針を定めていきます。

2 この計画で扱う「文化財」の範囲

法では、文化財を「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物（遺跡・名勝地・動物・植物・地質鉱物）」、「文化的景観」、「伝統的建造物群」の6類型に分類しています。これらのうち、重要なものを国指定・登録・選定・選択として保護の対象としています。また千葉県教育委員会・流山市教育委員会では、文化財保護の条例を制定し、国指定等の文化財以外で重要な文化財について、教育委員会が指定等を行い保護しています。この地域計画では指定された文化財はもちろんのこと、未指定の文化財や文化財の6類型以外でも流山市の歴史文化を語る上で欠かせない、地名、道路の通称、湧水等も対象とし、本計画で対象とする「文化財」（図1）として保存・活用を進めていきます。

3 地域計画の位置づけ

地域計画は、法第183条の3に基づき流山市における文化財の総合的な保存・活用の基本計画並びに行動計画として作成するもので、「流山市総合計画」を上位計画とする個別計画の1つです。「流山市教育振興計画」と整合するとともに「流山市都市計画マスタープラン」、「第2次流山市環境基本計画」、「流山市地域防災計画」等の関連計画との整合を図ります。また、「千葉県文化財保存活用大綱」を勘案します（図2）。

（1）流山市総合計画

流山市総合計画は、令和2年（2020）から10年間の基本計画を設定したものであり、目指すまちのイメージを「都心から一番近い森のまち」として、各施策の位置づけを行っています。文化財の保存・活用については、まちづくりの基本施策の2「生きがいを持って健康・長寿に暮らせるまち」に文化芸術・歴史文化の施策を位置づけています。その中で歴史的・文化的遺産の保存・活用を進めていく方針を以下のとおり位置づけています。

- ・国登録有形文化財秋元家住宅土蔵の適切な保存・活用
- ・郷土の歴史伝統文化の理解に向けた啓発
- ・歴史的文化的遺産の活用
- ・市の歴史や文化の企画展開催などを通じた博物館活動の充実
- ・親しみやすい市史の刊行

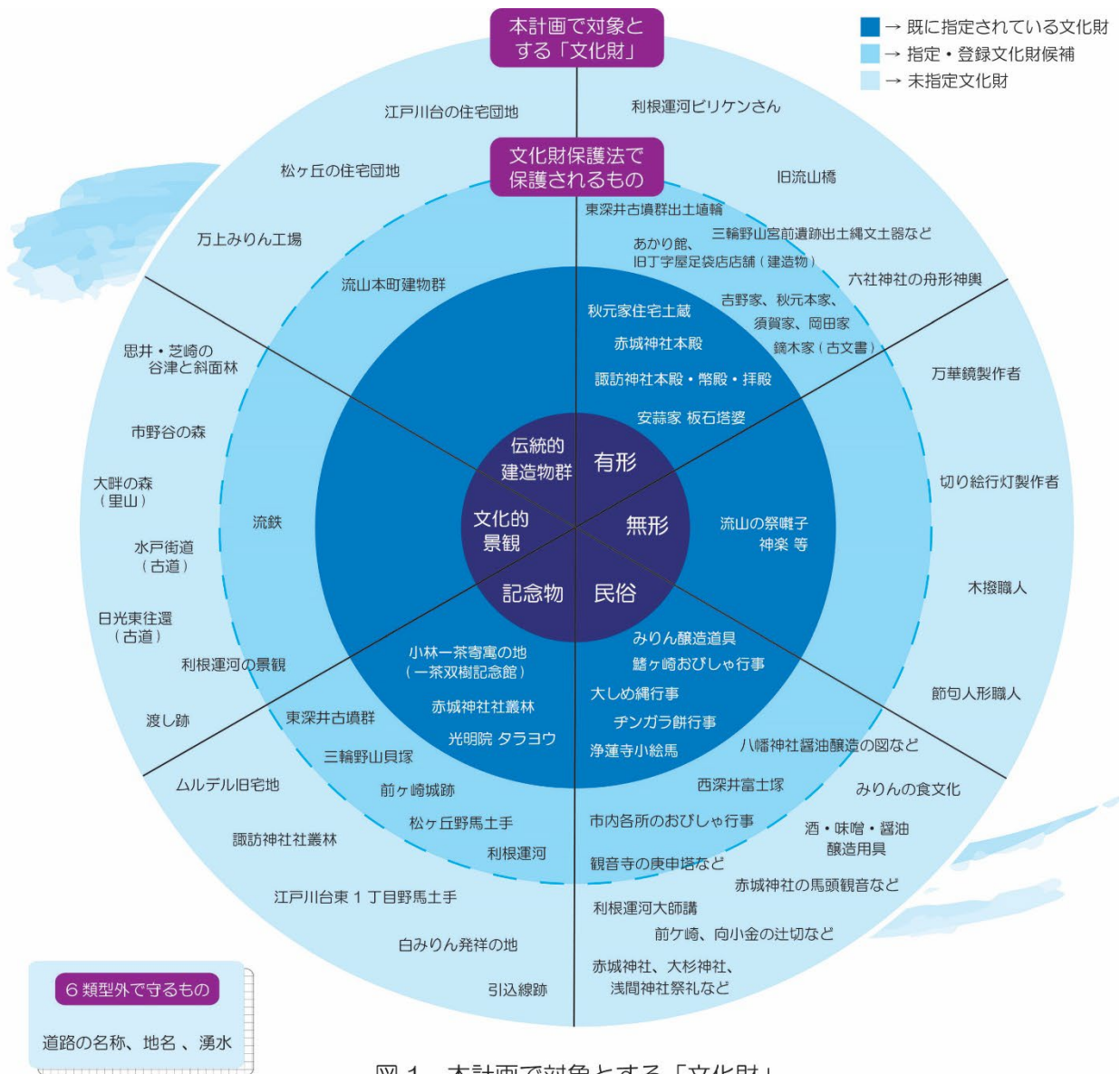


図1 本計画で対象とする「文化財」

文化財保護法における「文化財」の定義(6 類型)

有形文化財

- 建造物
- 美術工芸品
絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、考古資料、歴史資料

無形文化財

演劇、音楽、工芸技術等

民俗文化財

- 有形の民俗文化財
無形の民俗文化財に用いられる衣服、器具、家屋等
- 無形の民俗文化財
衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術

記念物

- 遺跡
貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅等
- 名勝地
庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等
- 動物、植物、地質鉱物

文化的景観

- 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地
棚田・里山・用水路等

伝統的建造物群

宿場町、城下町、農漁村等

埋蔵文化財

選定保存技術

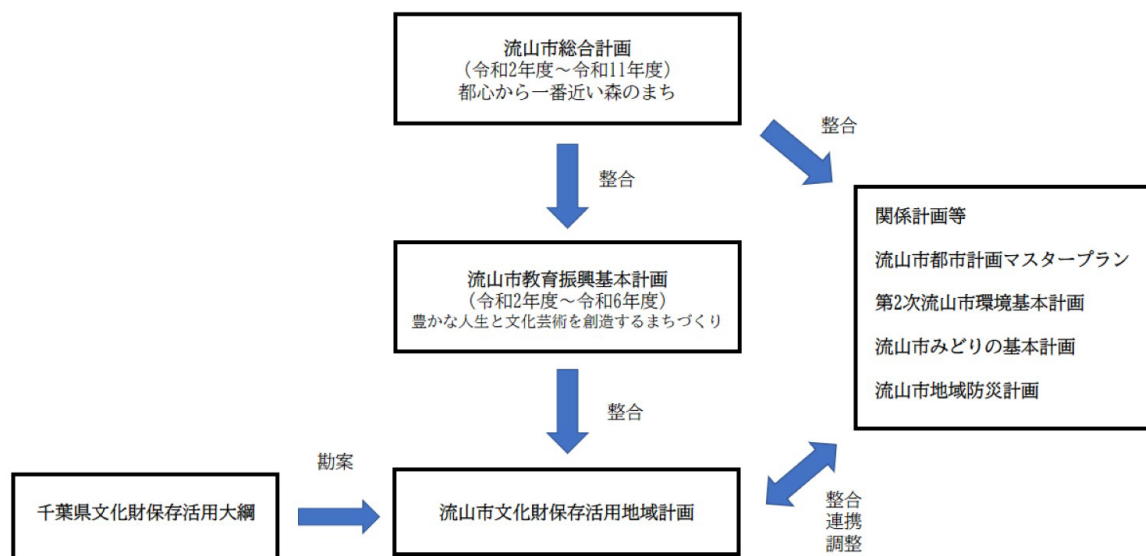


図2 計画の位置づけ

(2) 流山市教育振興基本計画

流山市教育振興基本計画は、流山市総合計画と連動して、教育基本法第17条第2項に基づいて策定したものです。実施期間は令和2年度から6年度の5年間で、学校教育・生涯学習における基本的な方向性や具体的な施策を示しています。生涯学習では、「豊かな人生と文化芸術を創造するまちづくり」を基本理念とし、歴史文化の継承と親しむ機会の創出のために事業を推進することとしています。

(3) 流山市都市計画マスタープラン

令和2年(2020)3月に改訂した現在の計画は、「都心から一番近い森のまち」を目指すまちのイメージとして、「水辺と緑の魅力にふれあえる持続可能な都市」を将来都市像としています。この計画の歴史文化の項目では、流山本町・利根運河周辺の歴史的文化的遺産の保全と活用を図ることとしています。

(4) 第2次流山市環境基本計画

平成27年(2015)3月に策定した現在の計画は、流山市環境基本条例(平成13年制定)に基づき、条例で定める持続的発展が可能な循環型社会への移行と、国が示す自然共生社会、低炭素社会、循環型社会、安全が確保される社会形成のための施策を位置づけています。目指す環境像として、「緑・水・風土の豊かさを子どもたちに残そう 森のまち・流山」とし、4つの基本目標を掲げています。基本目標のひとつ、「自然と共生しオオタカがすむ、緑と水に育まれるまち」では、都市と自然との共生を実現していくために、この計画では

歴史的文化財を含む自然環境の保全を推進することとしています。

また、基本計画に先立って策定されている「生物多様性ながれやま戦略」では、重点地区として良好な自然環境が残る利根運河や新川耕地、市野谷の森を位置づけています。

（５） 流山市地域防災計画

流山市地域防災計画（平成 24 年改訂）は、災害応急対策計画の中で、指定文化財に対して、市教育委員会への報告すること、関係機関と連絡して二次災害の防止措置を実施することを位置づけています。

4 計画期間

地域計画の計画期間は、流山市総合計画（令和 2 年度～11 年度）との整合も考慮し、令和 6 年度（2024）から令和 12 年度（2030）の 7 年間とします。計画の着実な実施のため、適切な進捗管理を行うとともに、必要に応じた見直しを行います。

なお、計画期間の変更、市域内に存する文化財の保存に影響を及ぼす恐れのある変更、地域計画実施に支障が生じる恐れのある変更が発生した場合は、文化庁長官の変更の認定を受けます。それら以外の軽微な変更の場合は、その変更内容について千葉県と文化庁に情報提供するものとします。

また、計画期間終了前の適切な時期にそれまでの進捗管理を踏まえた自己評価を行うこととします。

5 計画策定の体制と経過

地域計画の策定にあたっては、法第 183 条の 9 の規定に基づき、流山市文化財保存活用地域計画策定協議会を設置し、委員からの意見聴取を行うとともに、流山市文化財審議会の意見を聴取しました。

表1 流山市文化財保存活用地域計画策定協議会

氏 名	役 職	備考
常木 晃	流山市文化財審議会 会長	会長
松井 佐織	流山市文化財審議会委員（公募委員）	
相原 正義	流山市史編さん審議会委員	
笠間 雄三	流山市史編さん審議会委員（公募委員）	
若松 文	流山市生涯学習審議会 副会長	副会長
平井 篤子	流山市立博物館友の会役員	
志賀 進一	流山市観光協会 会長	
四柳 隆	千葉県教育庁文化財課長	令和6年4月1日から
伊藤 紀幸	流山市総合政策部企画政策課長	令和4年4月1日から
山口 行彦	流山市経済振興部流山本町・利根運河ツーリズム推進課長	令和6年4月1日から

表2 流山市文化財審議会

氏 名	役 職・経歴等	備考
小川 浩	元昭和女子大学講師	民俗文化財
金出 ミチル	東京芸術大学非常勤講師	有形文化財
川根 正教	元東京工芸大学非常勤講師	埋蔵文化財
関根 理恵	江戸川大学准教授	有形文化財
武田 昭子	昭和女子大学名誉教授	副会長 有形文化財
常木 晃	筑波大学名誉教授	会長 埋蔵文化財
松浦 宥一郎	東京国立博物館名誉館員	埋蔵文化財
青柳 孝司		公募委員
奥山 裕子		公募委員
松井 佐織	会社代表社員	公募委員